

議案第 1 2 2 号

松阪市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部改正について

松阪市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成 30 年松阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 9 月 4 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例

松阪市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成 30 年松阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め、「介護支援専門員」の次に「（主任介護支援専門員を除く。）」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

3 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第 6 条第 2 項」とあるのは「令和 3 年 3 月 31 日までに法第 46 条第 1 項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第 6 条第 1 項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第 6 条第 2 項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第 1 項に規定する」とあるのは「引き続き、令和 3 年 3 月 31 日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項にただし書きを加える改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。